

県内企業の技能実習生の活躍を支援します！

外国人材 **日本語習得** 緊急サポート

(令和4年6月)

◆新型コロナ水際対策の緩和により、今後、技能実習生の入国が本格化します。

ところが、これらの技能実習生は、コロナ禍の下で入国前の日本語学習が適切に行われなかったこと等により、語学力が非常に不十分な実態が見受けられます。

◆富山県では、県内監理団体等が行う、入国後の日本語習得の取組を支援するための補助金制度を新設しましたので、ぜひご活用ください。

支援のあらまし

対象者

県内の監理団体（又は監理団体で構成する団体）

補助対象

県内企業で技能実習を行う技能実習生に対して実施する日本語研修

- ・自らが実施する又は他の者に委託して実施するもの
- ・日本語教育機関等が実施する日本語研修に技能実習生を参加させるもの

【研修の条件】

- 受講する技能実習生が20名以上であること
- 全課程の研修時間が30時間以上であること
- 技能実習生本人又は事業所に負担を求める研修ではないこと
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと

対象経費

日本語研修に要する経費のうち、会場費、講師謝金、講師旅費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、通信料、印刷費、消耗品費等

補助額

- ・補助率：補助対象経費の1/2
- ・上限額：30万円/1申請団体

対象期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに実施された日本語研修

→ 申請書類など詳細は、[富山県ホームページ](#)でご確認ください。

富山県 日本語習得緊急サポート

検索



富山県は、地域経済の好循環（企業の生産性向上→賃金上昇→消費活性化）を目指します



【申請・問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL: 076-444-8897 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp